

日本学術会議憲章の骨子案（たたき台）

前文：

わが国の研究者の内外に対する代表機関
学問の自由による真理の探究
人類遺産である公共的な知的資産（公共財）の継承、拡張、未来への道筋の提示
新たな知識の発見や技術の開発とそれらの活用による社会課題の解決
大学・研究機関、学協会、企業との連携
海外のアカデミーと連携による科学の発展と国際貢献
独立して責任ある研究活動と教育・普及活動の推進
科学が文化国家の基礎
地球環境と人類社会の調和のある平和的発展（平和国家）
文化の醸成（文化を育む）
健康、Wellbeing（安らぎ、幸福）、福祉への貢献
社会、国民への啓発、対話の促進、信頼の確保
社会からの負託に答える使命、義務と責任の自律的な遵守

本文：

第1項 わが国の研究者の内外に対する代表機関
学問の自由、独立性・自主性 真理の探究 研究の拡充・深化

第2項 科学の全分野を包摂する組織
多様性と包摂性 普遍的・俯瞰的かつ複眼的な視野

第3項 科学的・客観的な意思の表出
卓越性と誠実性 独立と公平性 公共政策と社会制度に関する社会の選択に寄与

第4項 研究機関・団体、企業との連携
創造と協働 科学・学術の深化・発展のための大学等の研究機関や企業との連携・協働

第5項 国際連携と協働
地球規模（宇宙規模）の課題解決 海外アカデミー等の学協会との主体的連携と協働

第6項 文化国家、平和的発展への寄与
地球環境と人類社会の調和のある平和的発展、文化の醸成、福祉への貢献

第7項 人類社会の未来のための創造的活動と人材育成

多様な智の協創と未来への展望、若手研究者の自立的活動への支援

第8項 伝統の継承と持続的な改革

使命、目標、価値に関するよき伝統の継承、時代に合わせた絶え間ない改革

第9項 社会、国民との対話と啓発

社会、国民への意思の表出の浸透、科学リテラシーの醸成、学術会議への信頼の確保

第10項 義務と責任の遵守

社会からの負託に答える使命、義務と責任の自律的な遵守と公約

(以上)

参考：日本学術会議憲章

科学は人類が共有する学術的な知識と技術の体系であり、科学者の研究活動はこの知的資産の外延的な拡張と内包的な充実・深化に関わっている。この活動を担う科学者は、人類遺産である公共的な知的資産を継承して、その基礎の上に新たな知識の発見や技術の開発によって公共の福祉の増進に寄与するとともに、地球環境と人類社会の調和ある平和的な発展に貢献することを、社会から負託されている存在である。日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表機関としての法制上の位置付けを受け止め、責任ある研究活動と教育・普及活動の推進に貢献してこの負託に応えるために、以下の義務と責任を自律的に遵守する。

第1項

日本学術会議は、日本の科学者コミュニティを代表する機関として、科学に関する重要事項を審議して実現を図ること、科学に関する研究の拡充と連携を推進して一層の発展を図ることを基本的な任務とする組織であり、この地位と任務に相応しく行動する。

第2項

日本学術会議は、任務の遂行にあたり、人文・社会科学と自然科学の全分野を包摂する組織構造を活用して、普遍的な観点と俯瞰的かつ複眼的な視野の重要性を深く認識して行動する。

第3項

日本学術会議は、科学に基づきられた情報と見識ある勧告および見解を、慎重な審議過程を経て対外的に発信して、公共政策と社会制度の在り方に関する社会の選択に寄与する。

第4項

日本学術会議は、市民の豊かな科学的素養と文化的感性の熟成に寄与するとともに、科学の最先端を開拓するための研究活動の促進と、蓄積された成果の利用と普及を任務とし、それを継承する次世代の研究者の育成および女性研究者の参画を促進する。

第5項

日本学術会議は、内外の学協会と主体的に連携して、科学の創造的な発展を目指す国内的・国際的な協同作業の拡大と深化に貢献する。

第6項

日本学術会議は、各国の現在世代を衡平に処遇する観点のみならず、現在世代と将来世代を衡平に処遇する観点をも重視して、人類社会の共有資産としての科学の創造と推進に貢献する。

第7項 日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表機関として持続的に活動する資格を確保するために、会員及び連携会員の選出に際しては、見識ある行動をとる義務と責任を自発的に受け入れて実行する。

日本学術会議のこのような誓約を受けて、会員及び連携会員はこれらの義務と責任の遵守を社会に対して公約する。

(以上) —